

古 監 委 第 2 6 号
令和3年10月25日

古河市長 針谷 力 様

古河市監査委員 赤 岩 茂

同 阿久津 和 弘

同 黒 川 輝 男

令和3年度財政援助団体等監査の結果について(報告)

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

令和3年度財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 基準に準拠している旨

監査委員は、古河市監査基準（令和2年古河市監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

3 監査の対象

監査対象団体	補助金等の名称	令和2年度 補助金等交付額	所管課
大山沼土地改良区	(1)維持管理負担金	11,900,000 円	産業部 土地改良課
	(2)湛水防除施設管理負担金	6,677,157 円	
	(3)土地改良区補助金	13,980,000 円	

4 監査の範囲

令和2年度に市が交付した補助金等に係る出納その他の事務

5 監査の実施期間

令和3年8月3日（火）から令和3年9月28日（火）まで

6 監査の着眼点

(1) 所管課関係（土地改良課）

- ア 補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金等の交付目的及び補助金等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金等に関する条件の内容は明確か。
- エ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- オ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- カ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- キ 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

(2) 対象団体関係（大山沼土地改良区）

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助金等対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

7 監査の実施内容

監査に当たっては、所管課及び対象団体から提出された資料に基づき、補助金等交付に係る事務事業及び会計経理事務が適正に執行されているか否かについて、所管課職員及び団体職員から事業の内容について説明を聴取するとともに、関係諸帳簿及び支出証拠書類の調査を実施した。

第2 監査の結果

対象団体の事務及び対象団体に関する所管課の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、一部に改善すべき事項が見受けられたので以下に記述する。

なお、監査の際にみられた事務処理上留意すべき事項のうち、重要性の乏しいものについては、口頭で改善・検討の要望を行った。

1 所管課関係（産業部 土地改良課）

当該補助金は請求日と同日の年度末に支出負担行為決議票を起票しているが、支出負担行為は地方公共団体の支出の原因となる契約その他の行為（補助金の交付決定等）であることから、決議票の起票は補助金交付決定の段階が適当であると考ええる。

また、負担金については、規約の施行から40年以上の年月が経過していることから、現行の制度及び実情等と整合性がとれているか確認が必要である。

今後とも、農業生産の基盤整備を図り、農業の生産性の向上に資するため、団体への支援及び助言等を引き続き実施されたい。

2 対象団体関係（大山沼土地改良区）

令和2年度一般会計収支予算書及び決算書において、維持管理負担金は雑収入に、湛水防除施設管理負担金は補助金に収入となっている。両方とも市からの負担金収入であるので、負担金としての収入が適当である。予算書等の作成について、十分に内容を確認するとともに、関係規定等に基づき適正な事務処理をお願いしたい。

また、平成31年4月に改正土地改良法が施行され、令和4事業年度から貸借対照表の作成が義務化される。今後、施設の維持管理及び更新を計画的に実施していくため、資産の状況等を的確に把握し、より一層の経営健全化に取り組まれることを期待します。